

第2回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和4年1月17日（月）14:00～16:00

会場：オンライン会議

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 障害者理解に関する周知啓発について
 - (2) 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について
 - (3) 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第2回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ 第2回さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ 資料1 令和3年度 障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 資料2 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について
- ・ 資料3 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- ・ 第2回障害者政策委員会 書面表決意見調書
- ・ さいたま市ノーマライゼーションカップ2022 チラシ

出席者

委 員・・・相浦委員、赤尾委員、岡田委員、片山委員、黒澤委員、駒崎委員、小山委員、酒井委員、佐藤委員、庄司委員、高濱委員、遅塚委員、中野委員、藤崎委員、松永委員、矢口委員、山田委員、横島委員、渡邊委員

事 務 局・・・障害政策課、障害支援課、健康増進課、こころの健康センター、福祉総務課長、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、疾病予防対策課、精神保健課、総合療育センターひまわり学園総務課、特別支援教育室

欠席者

星委員

1 開 会

(松永委員長)

それでは、定刻となりましたので、第2回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。委員長の松永でございます。

本委員会条例第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の委員の出席状況ですが、オンラインでの出席委員が14名、書面での出席委員が5名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。また、会議録及び、会議資料も公開となりますので、各区役所の情報公開コーナーにおいて、公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方1名がこの会場にお越しでございます。なお、傍聴人につきましては、1つの会場でこの映像を見る形式で傍聴いただいております。傍聴を許可することによってよろしいでしょうか。

ここで、新たな委員をご紹介します。

前回まで委員をお願いしておりました、高次脳機能障害さいたま これからの道の渡部委員に代わりまして、同じく、高次脳機能障害さいたま これからの道の駒崎 秀子様、新たに委員としてご参加いただくこととなりました。

お手数ではございますが、駒崎委員から一言、自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

(駒崎委員)

はじめまして。今回から参加させていただくこととなりました高次脳機能障害さいたま これからの道の駒崎秀子です。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(障害政策課長)

はい、それでは、事前に送付をしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- 1点目 第2回さいたま市障害者政策委員会次第
- 2点目 第2回さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- 3点目 資料1 令和3年度 障害者差別解消に関する周知啓発について
- 4点目 資料2 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について
- 5点目 資料3 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について

6点目については、書面参加をされる委員の方に御提出いただきます、第2回障害者政策委員会 書面表決意見調書

また、本会議資料とは別に、今年度の「さいたま市ノーマライゼーションカップ」のチラシを配布させていただいております。こちらにつきましては、後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、7点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外してご発言等いただくところですが、新型コロナウイルス感染症防止のため、大変申し訳ございませんが、マスクを着用したままでのご発言等をお許しいただきますよう、お願いいたします。

本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

2 議 題 (1) 障害者差別解消に関する周知啓発について

(松永委員長)

それでは議題に入らせていただきます。お手元の次第をご覧ください。

初めに議題(1) 障害者理解に関する周知啓発について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題1「障害者差別解消に関する周知啓発について」、ご説明いたします。

お配りしております、資料1、「令和3年度 障害者理解に関する周知啓発について」の1ページをご覧ください。

「1 事業者や市民を対象とした啓発」、(1)パンフレットの作成・配布でございます。

事業者や市民を対象とした啓発といたしましては、平成28年度に「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を作成してから、これまで事業所や医療機関をはじめとする各関係機関に配布を行ってまいりました。

令和3年度につきましては、医療機関や薬局のほか、新規に生活に直接かかわる市内金融機関、市内スーパーマーケット、市内ドラッグストア、市内理美容店に対し、啓発を行っております。また、権利擁護委員会で進めておりますコロナ禍における困りごとの事例収集の依頼に合わせて、教育機関への周知を行い、合計で11,653部を配布しております。なお、市内飲食店につきましては、数が多いため、エリアを分けて複数年に渡って配布しており、今年度は、桜区、中央区、大宮区内の飲食店に配布しております。

今後につきましては、年度内に、バス事業者、タクシー事業者へのパンフレットの配布も予定しております。

続きまして、資料の2ページ、②「合理的配慮提供促進事業」についてご説明いたします。今年度はより多くの方に合理的配慮について理解いただけるよう、先程ご報告いたしましたパンフレットと合わせて、医療機関や市内の店舗等にチラシを配布、SNS等で周知をおこなったほか、市報さいたま8月号の特集記事においても周知をいたしました。

今年度のチラシにつきましては、具体的なイメージが湧くように、イラスト付きで事例を掲載したほか、これまでの補助事例を紹介しているホームページコンテンツを案内いたしました。

また、昨年度に引き続き、商工会議所の会報誌「さいBiz」の7月号に本制度の周知記事を掲載いただきました。

なお、12月28日までに補助金を交付したものは3件となっております。また、相談・お問い合わせの実績といたしましては、1月11日までに8件いただいております。本事業につきましては、申請期限の2月25日まで、引き続き周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料の3ページ、③コロナ禍における困りごとの周知になります。

障害当事者や、支援機関などから挙げた、コロナ禍における新しい生活様式によって生じた困りごとを収集し、市報8月号の特集記事やホームページ、SNS等で周知を実施いたしました。

市報さいたま8月号および、ホームページコンテンツ「新しい生活様式」における障害のある方への配慮については、資料にURLを掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

また、障害者権利擁護委員会において、「コロナ禍における新しい生活様式によって生じた困りごと事例集(案)」を作成する予定となっております。

続きまして、(2) イベントにおける周知をご覧ください。

まず、①「大宮アルディージャ手話応援デー」についてご説明いたします。こちらはノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

今年度は、10月9日(土)にNACK5スタジアム大宮で開催されました。今年度は、来場者へパンフレットの配布を行ったほか、市長がピッチにおいて、ノーマライゼーション条例の理念について周知啓発をいたしました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の入場者数の制限がありましたが、スタジアムでは手話での応援が行われ、4,690名の方が観戦し、テレビ埼玉において、中継放送が行われました。

次に、資料4ページ ②「障害者週間」市民のつどいについてですが、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的として、毎年開催しているイベントでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場開催を縮小し、オンライン開催と併用で実施いたしました。

今年度は、義足のダンサー大前 光市 氏によるオンライン講演のほか、さいたま市障害者協議会に加盟する障害者団体の協力を得て作成した、障害に対する理解を深める動画や、事業所による障害のある方によるダンスや演奏、ファッションショーの動画、障害や難病のある方が作成した絵画・工芸作品等の作品展の動画など、計25本の動画を作成し、公開いたしました。

オンライン開催については、大前 光市 氏による基調講演の公開は終了しておりますが、それ以外の動画は、令和4年1月31日まで公開しております。また、会場への来場者数は、1,453名と非常に多くの方にご来場いただくことができました。

次に、③さいたま市ノーマライゼーションカップについてですが、ノーマライゼーション条例とその理念を広く市民に周知啓発するために、平成24年度から実施しているイベントになります。

9回目の開催となる今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外チームを招聘しての国際親善試合は叶いませんが、2月19日(土)に、女子日本代表チーム 対 男子ユーストレセンチームによる試合をYouTubeにてライブ配信する予定となっております。

なお、ノーマライゼーションカップにあわせまして、さいたま市広報番組において、障害のある当事者の方のインタビューや、ノーマライゼーションカップの告知、ブラインドサッカーの紹介をテレビ埼玉で

放送予定です。放送は2月6日（日）の10時45分から、また、再放送は2月13日（日）の10時45分からとなっております。機会がございましたらご覧ください。

なお、ノーマライゼーションカップの詳細につきましては、会議の最後に改めてお知らせいたします。続きまして、資料の5ページをご覧ください。（3）研修の実施でございます。

市内障害福祉サービス事業所を対象とした研修については、例年、当市監査指導課による集団指導の際に、あわせて実施しております。今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団指導を会場で実施できませんでしたので、研修につきましても集団指導と同様に市ホームページに資料を掲載し、各事業所に受講いただく形で実施いたしました。

内容につきましては、障害者差別に関する研修を実施し、障害者差別解消法について説明するとともに、厚労省の福祉事業者向けガイドラインを引用し、事業者に求められる合理的配慮等について説明いたしました。

受講者アンケート結果といたしましては、「研修の理解度」・「研修の役立ち度」とともに100%となっております。

続きまして、2 市職員を対象とした啓発です。

まず、（1）「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に、都市経営戦略部と合同で実施しております。

開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、庁内研修受講システムを活用し、各職員が自身の端末で受講する形となりました。

各課での研修内容の伝達を促すため、各課所室等の職員1名については、12月28日までに受講を依頼し、12月の末時点では、431名が受講をしております。

なお、本研修は、全職員が3月末まで自由に受講できることとしておりますので、より多くの職員に受講いただけるよう、全庁宛ての掲示板で継続して受講を呼び掛けてまいります。

内容につきましては、障害者差別解消法等の法令に定められている市職員の責務、障害種別ごとの特性や対応の基本、本市のユニバーサルデザイン推進基本指針や、具体的な事例の紹介を行いました。

また、窓口業務を担当する職員も多く受講する研修でございますので、いわゆる「新しい生活様式」において、どういった配慮をしながら窓口業務をすべきかということ、具体的には、マスクがあると口の形が分からずコミュニケーションに障害の出る聴覚障害の方、感覚過敏や肢体不自由のためマスクが物理的に付けられない方などの事例を紹介し、代替案として筆談ボードやコミュニケーションボードなどで、可能な限り発声を伴わないやりとりをする等の必要な配慮をするよう、内容に盛り込みました。

研修後に実施したアンケートでは、研修内容について、「よく理解できた」又は「まあまあ理解できた」と回答した受講者が98.9%となっております。

また、ノーマライゼーションに関する理解度としても、99.1%の受講者が「よく理解できた」又は「まあまあ理解できた」と回答しており、受講者に対するノーマライゼーションの理念の啓発に寄与したものと考えております。

受講者からは、日常の業務を例に挙げて、この研修内容を役立てていきたいという前向きな意見や、新しい生活様式に沿った合理的配慮が業務の参考になったとの声がありました。

続きまして、資料7ページ ②ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてご説明いたします。

こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、

ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すとともに、各部局の施策等に活かしていくことを目的として実施するものでございます。

今年度は、令和3年11月1日（月）に、さいたま市聴覚障害者協会会長 川津雅弘 氏を講師にお招きし、聴覚障害者の特性や、生活場面における困りごと、聴覚障害者とのコミュニケーション手段の注意点などについての講演と、挨拶や自分の名前等の手話表現について実技研修を実施いたしました。

当日は、会場と Zoom を使ったオンラインでの参加を併用し、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、研修を実施いたしました。

市長をはじめとする36名の幹部職員が研修を受け、聴覚障害がある方への適切な配慮や手話の実技について実践いたしました。

続きまして、3 各所管での取り組み事例になります。

各所管において、独自に取り組んでいる事例を紹介させていただきます。

昨年度から今年度にかけての全市的な事業であった、経済政策課所管の特別定額給付金の支給や、新型コロナウイルスワクチン対策室所管の新型コロナウイルスワクチン接種の実施にあたっては、職員から、障害のある方への通知や、予約の受付について、どういった配慮等が必要なのかといった相談があり、視覚障害や聴覚障害があっても情報の漏れが生じないように、障害者団体や関係機関と連携して情報提供を行った事例や、視覚障害者宛ての封筒に切り込みとユニボイスコードを入れる、聴覚障害者については FAX での予約を受け付ける、視覚情報が優位な障害者にもわかりやすいよう、イラストを使って情報提供するなど、柔軟に対応した事例がございました。

その他にも、各区役所において、出前講座の実施や、所属職員向けの手話研修、定期的に接遇について振り返りの機会を設けている部署がございました。

各所管での取り組み事例につきましては、全庁的にフィードバックをし、市役所全体で取り組むよう周知してまいります。

「障害者差別解消に関する周知啓発について」の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

はい、横島委員お願いします。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島と申します。

市の職員に対する研修について質問したいことがあります。一年の後半11月に設定されておりますが新人研修を兼ねているのかお聞きしたいです。

(事務局)

新人向けの研修とは別のものとなっております。新規採用職員につきましては4月と10月に新規採用者を対象とした研修の方を行っておりまして、そちらでも障害をお持ちの方に対する差別の解消の研修を実施しているところでございます。以上になります。

(松永委員)

はい、ありがとうございました。

横島委員よろしいですか。はい、了解です。

他にご意見ご質問ございますでしょうか。はい、駒崎委員お願いいたします。

(駒崎委員)

駒崎です。お世話になります。

周知啓発について大変感謝しております。今後バス事業者、タクシー事業者の周知啓発と書かれておりますけれども、私たち車いすユーザーの方々が、北浦和駅など駅員さんが減らされてしまったということもあって、車いすで乗車するにあたって隣の与野駅から駅員さんを呼ぶようとかになったというようなこともあるようなんですけれども、今後JRやそういう電車に対する啓発のご予定はありますでしょうか。

(事務局)

JR等、鉄道業者に関しましては、今年度ではございませんが、周知をした実績がございます。

また今後につきましては、前回の配布から時間が経った際に改めて、鉄道業者含めまして障害をお持ちの方が日常的に使用するような事業所の方に周知をはかってまいりたいと考えております。

(松永委員長)

はい、駒崎委員いかがですか。よろしいでしょうか。

(駒崎委員)

はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。遅塚委員どうぞ。

(遅塚委員)

はい、ありがとうございます、遅塚です。

1ページのパンフレットの配布先について確認があります。教育機関のところ、小中学校は市の機関のところだから、そちらの枠で別だということは理解できるんですが、高校について通信制の高校しか入っていないんですけれども、民間のいわゆる私立高校も県立高校も市内にはあると思うんですが、そちらへの周知はどうなさっておいでなのかという確認したいのですが、以上です。

(事務局)

教育機関につきましては、資料でいきますと3ページになりますが、学校の方へも、今年度はコロナ禍における困りごとの周知を行ってるところでございます。1ページ目で、通信制高校のところ記載を終えてしまっておりますが、周知を行っております。

教育機関は、保育園から大学まで色々あると思いますので、すべて周知を行っております。

(遅塚委員)

はい、了解です。ありがとうございます。

(松永委員長)

ありがとうございました

はい、相浦委員よろしいですか、お願いいたします。

(相浦委員)

みなさんこんにちは。障害者支援施設しびらきの相浦と申します。

わたくしからは遅塚委員と同様パンフレットの配布先について1点質問させていただきたいと思えます。私たちのような福祉事業者も差別解消法上の事業者に該当すると思えますが、こちらについては集団指導等で配布をしていただいた、あるいは郵送で送っていただいたというふうに記憶をしておりますが、この(1)の配布の部数には特段含まないという主旨なんですか。

(事務局)

今年度につきましては、福祉事業所宛の研修の方をホームページで実施をいたしております。

資料のリストの方では、あくまで冊子の配布件数を一覧にしておりますので、集団指導等は入っていない状況になっております。

(相浦委員)

承知いたしました。以上です、ありがとうございました。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。はい、黒澤委員どうぞ。

(黒澤委員)

お世話になります。黒澤です。

補助実績というところで、件数が3件しか載っていないくて、これは予算がそんなにないということですか。それとも申請が少ないということでしょうか。補助器具は、段差とか目に見えてやっていますというのが分かると思うんですが、これの予算はこんなに少ないんですか。それとも申請が少ないのか、どちらなんですか。

(事務局)

年末に理美容室へ周知した結果、1月17日時点で相談件数としましては11件きております。手続き上、まだ交付まで進んでいない状況です。

(黒澤委員)

はい、ありがとうございます。できればこれをちょっと拡大して頂けたら嬉しいなとおもいます。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは障害者理解に関する周知啓発については、以上とさせていただきます。

書面参加委員からの意見

(酒井委員)

- ・合理的配慮提供促進事業は、幅広く周知されているにもかかわらず、補助実績が3件にとどまっているのは残念。その要因を分析し、事業者にとってより使い勝手のよい事業内容を見直してほしい。
- ・市職員の研修に、当事者の実体験などを聞く機会を設けてもらいたい。当事者でなければわからない差別経験や困りごとは、とても説得力があり、学ぶことが多い。

(山田委員)

(1) パンフレットの作成・配布

- ・差別の解消に関するパンフレットを各関係機関へ配布したことには大きな意義があると思う。具体的な内容を目にすることはインパクトがあると思う。駅にも配布をしてほしい。
- ・合理的配慮促進事業について、「障害者差別解消法」をより広く理解してもらうために、さらに啓発を促進していく必要性を感じた。

(2) イベントにおける周知

- ・手話応援について、それなりの周知効果はあると思うが、個人的にはパフォーマンスとしての意義はあまり感じない。
- ・「障害者週間」市民のつどいについて、たまたま見かけたという市民もいるのではないかと思う。目にするだけで、それなりに理解が得られたのではないかと思う。
- ・さいたま市ノーマライゼーションカップについて、パラリンピックの影響もあり、かなり理解や関心が高まっていると感じる。今後もぜひ継続してほしい。

(3) 研修の実施

- ・障害福祉サービス事業所でも、「障害者差別解消法」等を理解していない職員がいるので、引き続き研修が必要。
- ・市職員研修で「よく理解が出来なかった」と回答があった理由や原因を知りたい。
- ・各所管での独自の取り組みは、大変素晴らしいと感じた。

(渡邊委員)

- ・身体的障害者に比べ、精神障害者や知的障害者、発達障害者の人は、合理的配慮を受けたくても、周囲から障害があるということを認識されにくいというえに、その障害特性も理解されにくい状況にあると思う。そういう方々が、自分の障害について意思表示をするということは非常な勇気が必要となる。万人

に理解を求めるのは、理想的だが、そのような障害のある方々でも安心して利用したり、相談できるような場所を少しでも充実させたり増やしていくことも必要と感じた。

続きまして、議題（２）第２回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について、事務局から説明をお願いします。

2 議 題（２）第２回市民会議の報告について

（事務局）

それでは、議題２「第２回市民会議の報告について」、ご説明いたします。

先日の市民会議では、コロナ禍における「新しい生活様式」により、日々の生活スタイルにも変化をもたらし、それらの影響を受けたテーマを設定し、話し合いを実施いたしました。

各テーマと、市民会議で挙げた意見について、簡単に説明いたします。

お配りしております、資料２、「第２回市民会議の報告について」の１ページをご覧ください。

第２回誰もが共に暮らすための市民会議は、会場開催と、書面開催を併用して実施いたしました。

議題は３点ございまして、１点目が「デジタルの活用とその課題について」、２点目が「障害者のスポーツ活動について」、３点目が「選挙における合理的配慮について」でございます。

では、まず、１つめのテーマの、「デジタルの活用とその課題について」説明いたします。

資料の２ページをご覧ください。

コロナ禍においては、市が実施したワクチン接種予約で、オンラインフォームを使用したほか、生活の場面においても、接触機会の低減等を目的としたデジタル機器や ICT の活用が進んでいます。

一方で、ICT を活用できる人と、そうでない人との格差、いわゆるデジタルデバイドが拡大しています。

そこで、テーマ１では、コロナ禍において「デジタルの活用が広まって良かった点」や、「デジタルの活用で困ったことや、課題を感じる点」を参考に意見交換を行いました。

「デジタルの活用が広まって良かった点」としては、当事者から

- ・どこの場所でも参加ができるため、距離や移動時間、交通費の制約がなくなった。また、無料 Wi-Fi の場合、接続時間の制約もない。
- ・視覚障害者でも、事故や道に迷う等のリスクを負ってわざわざ出かけることなく、会議等に参加できるようになった。
- ・リアルタイム字幕を提供できる「UD トーク」アプリの活用により、耳の聞こえない人が手話通訳と字幕を選択できるようになった。耳の聞こえる人にとっても聞き逃した内容を確認できて便利である。

といった移動や時間の制約が少なくなったことや、情報保障の向上に関する意見が挙げられました。

また、障害福祉サービス事業所からは、

- ・デジタル機器の苦手な世代の反対により、機器の導入が出来なかったが、「感染予防」という名目のため、デジタル機器導入に踏み切るきっかけになった。
- ・LINE を通じて保護者とのコミュニケーションを取るケースも出てきた。LINE の方がレスポンスも比較的早いので助かっている。
- ・ブログやライブ配信を利用する事で月に一回のお便り以外にも、事業所の様子を伝えられるようになった。

といった保護者との連絡手段等として積極的に活用しているとの意見が挙がりました。

一方、「デジタルの活用で困ったことや、課題を感じる点」としては、

- ・「さいたま市行政デジタル化計画」に、アクセシビリティに関する記載がほとんどなく、デジタル化が推進される中で、視覚障害者のアクセシビリティがきちんと確保されるのか疑問。デジタル化にあたり、障害者がデジタル化から取り残されないよう、IT 知識を持つ障害当事者のヒアリングの機会を設ける等、初めから情報のアクセシビリティを取り入れる必要があると思う。
- ・新型コロナワクチン予約サイトは、パソコンでは日時選択画面が音声読み上げに対応していたが、スマートフォンでは音声読み上げに対応していなかった。
- ・電子決済が広まったことで、物のやり取りがなくなった。「お金と交換してものを買う」という概念が発達障害だとうまく捉えられない。
- ・市のホームページはページが多く、ほしい情報にたどり着くことが難しい。あいまい検索や、福井県立図書館の「覚え違いタイトル集」のようなものがあると情報が探しやすい。

といった障害者のアクセシビリティの確保や、デジタル化に伴う、機会や利便性の不足についての意見が挙がりました。

続きまして、2つ目のテーマの「障害者のスポーツ活動について」ご説明いたします。資料の6ページをご覧ください。

さいたま市では、障害者に対する理解、障害者の社会参加、運動機会の確保を主な目的として、7ページ以降に記載のとおり、様々な障害者スポーツの振興事業を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症による施設の休止や、イベントの中止があり、スポーツ活動が行いにくい状況にあります。

そこで、テーマ2では、「「スポーツ」の実施状況について、また、スポーツの情報収集を行っている手段について」や、「スポーツに取り組むにあたって、課題となる点について」、「参加してみたいスポーツ活動や、参加しやすいと思う機会について」意見交換を行いました。

まず、「「スポーツ」の実施状況について」は、

- ・パラリンピックでブラインドサッカーを観戦したが、目が見えていない中でも選手が華麗に動いて、とても興奮しながら観戦できた。

・障害者のチームがなかったため、周りの障害者に声をかけ自分でチームを作って活動している。

といった意見が挙がりました。

また、「スポーツに取り組むにあたって、課題となる点について」は、

・障害の重い方は介助者がいないと参加できない。在学中のように知識のある介助者の参加がないと当事者の参加が難しい。

・どこかの団体に所属していれば、行政からの情報を得る手段も多いと思うが、所属していない個人までは届いていない。

・市民マラソンの3 kmの部に参加しようと考えていたが、国際マラソンとなり、最短が8 kmになってしまい、参加が出来なくなった。また、障害者の参加が車いすの部に限定されてしまった。

・重度障害者にとって、競技スポーツはルールの理解が難しく、参加が進まない。例えばトランポリンや水泳、登山など気軽にできることからまずは始めて、その上で楽しむということが大切だと思う。

といった意見が挙がりました。他にも身近に取り組むことができるスポーツ機会が不足しているのではないか。というご意見がございました。

「参加してみたいスポーツ活動や、参加しやすいと思う機会について」といたしましては、

・ひとによって好みが違うが、何が好きかはやってみないと分からない。まずはスポーツをする機会をたくさん増やすことが大切。

・地域に民間で障害者だけを対象としたスイミングスクールの時間がある。そういった社会資源が増えると良いと思う。

といったスポーツ活動への意識付け、提供機会の充実についての意見が多く挙げられました。

続きまして、3つ目のテーマである「選挙における合理的配慮について」説明いたします。資料の12ページをご覧ください。

今年度は、5月23日に、さいたま市長選挙が執行され、10月31日には、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。また、来年には参議院議員選挙が予定されています。

今年度の投票所運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ソーシャルディスタンスの確保や、感染症対策の徹底を図る必要があり、今までの運営と変わった点が多くありました。

12ページ中段をご覧ください。本市では、選挙の実施にあたり、介助が必要な方への対応をマニュアル化し、従事職員へ情報共有を図っております。

本マニュアルは、平成16年度に市内障害者団体へアンケート調査を行ったうえで作成し、その後、当該が作成している市職員向け対応要領「障害のある方に対する対応の基本」や、当事者からいただいた声をもとに随時更新をしているものです。

しかしながら、投票所において、配慮が不十分な点があった、ご不便をおかけしてしまったとの声もいただいている状況です。また、「意思表示が困難である場合であっても、家族の方が本人に代わって投票

ができない」など、選挙の制度上の課題もあります。

そこで、テーマ3では、「コロナ禍における選挙の執行について、実際に投票に行って困った経験や課題と感じたこと」や、「選挙に係る合理的配慮の提供事例や、行ってほしい配慮について」意見交換を行いました。

「実際に投票に行って困った経験等や課題について」は、

- ・聴覚障害者や耳の遠い高齢者などがいることを想定して、看板などに内容を書いて情報を提供して欲しい。
- ・視覚障害者にとって、投票先を決めるための情報入手が困難。ポスターや選挙公報からは情報を得られない。選挙公報を音声化するかは、被選挙人が選択することになっていて、音声に対応していない人もいる。
- ・障害のある人と障害のない人とで、投票率に差があるのか調査をするべきではないか。

といった、情報保障の点や、現状の改善についてのご意見を多くいただきました。

また、「選挙に係る合理的配慮の提供事例や、行ってほしい配慮について」は、

- ・投票場まで行くための援助が欲しい。
- ・高齢者施設では、直接説明者が訪問し説明、投票するという場合もあるので、障害者施設でも同様にしてはどうか。
- ・情報提供、投票所に行くまでの支援、投票所で合理的配慮など、みんなで声を出すことで変わっていくと良いと思う。行政だけでなく、候補者も変わってくると良いと思う。
- ・投票しやすい環境を備えた投票所を設置しなければならない。記載台や投票箱の配置により、通路が狭く、車いすが通れないようなところもある。障害者だけではなく、高齢者も同じだが、誰でも投票しやすい投票所にしてほしい。

といったご意見をいただきました。

市民会議でいただいたご意見については、関係課へ情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。

以上が、第2回市民会議の報告になります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、皆様から何かご質問ございますか。

はい、藤崎委員お願いいたします。

(藤崎委員)

はい、藤崎です。

1番のデジタル化の課題のところについてなんですけれども、資料のページ番号分からなくて申し訳

ないんですが、先ほど事務局の説明の中にもあったかと思うんですけども、行政デジタル化計画の中でアクセシビリティに関する内容の記載がほとんどないという項目があったと思いますが、そこがとても気になりました。

最近本当にデジタル化が進んでおりまして、特に視覚障害者は高齢化も進んでいますし、インターネットとかスマートフォンとかもだいぶ普及して使うようにはなってきましたけれども、まだまだ完全に簡単に容易に使いこなせている状況ではないと思います。

なのでこのデジタル化が進んでいくということは素晴らしいことですが、その中でアクセシビリティというのは、簡単にとか優しいとか、そういった内容が含まれるという意味だと思うんですけども、視覚障害者でも安心して情報提供、情報共有が出来るようなアクセシビリティの内容をしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

今までこのアクセシビリティという言葉が条例等に入っていないのであれば、是非加えていただきたいと思いますし、入っているのであれば、計画の中でちゃんと盛り込まれているのであれば、こういったところに示されているのかお教えて頂きたいなと思います。

それから2点目、選挙に関してなんですけれども、私は当日地元の選挙区に点字投票に行きますが、この区には視覚障害者の点字投票者がいるんだろうという判断できっと準備をされていると思うので、とても手早く手際よく、選挙を済ませることが出来ていますが、他の方から聞きますと、やはり点字投票というかたちで行きますと、バタバタと行政の方が点字用紙や点字機などを引っ張り出たり、探したりというような場面を見かけるようなんです。

なのであらかじめこのへんでは、点字投票者がいるというような事前情報というものを持っていただけたら、もう少しスムーズに選挙が出来るんじゃないかなと感じましたので、このへんもご配慮いただければなと思います。

以上です。お願いします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。2点でございますね。

視覚障害者のアクセシビリティと、もう1つ点字投票についてでございました。

事務局ご回答大丈夫でしょうか。

(事務局)

まず行政デジタル化計画について、アクセシビリティの指摘があったところなんですけれども、昨年計画の策定途中のパブリックコメントで、もともと素案については、アクセシビリティについて記載のないものでして、パブリックコメントに対するご意見に基づいて最終的に決定した計画についてはアクセシビリティについて記載がされているものとなっております。

具体的にはコロナの関係で、手続きのオンライン化が進んでいるんですけども、オンライン手続きの検討にあたっては年齢とか障害の有無に関わらず、オンラインに困難を感じることはないように、対応をしていく、という旨ですとか、情報発信だとかデジタルの利用の格差にあたっては、障害のある方に不便がないように考えているところです。

障害のある方への配慮や、アクセシビリティを踏まえながら進めてまいりたいと思っています。

(事務局)

続きまして、選挙の件につきましてご回答させていただきます。

先日の市民会議の方でいただきましたご意見につきましては、選挙課へそのまま情報提供いたしまして、今後、いただいたご意見を踏まえて、各投票所でのマニュアルのほうを整備し、今後の選挙に備えさせていただければと考えております。

こちらにつきましては、また今後対応させていただくこととなりますので、またご報告させていただきます。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。藤崎委員いかがでしょうか。

(藤崎委員)

8割方聞き取れたんですけれども、かなり聞きにくい状況なので、あとで議事録でしっかり確認させていただきたいと思います。

(松永委員長)

はい、高濱委員どうぞ。

(高濱委員)

花まるグループの高濱です。

世の中はDXとかデジタル化っていってますけど、ここに力を入れると、障害の方たちこそ最大の恩恵を受けられるはずなんです。

ここにも移動しなくてすんだとか、確かに使いこなせないとその1つの壁はあるけれども、ここはかなり力を入れて、さいたま市こそ全国に先駆けて使い勝手の良い、災害の時にもすぐ直ぐ使える、どんな障害の人でも使えるようなものをやるべきで、今回の市民会議の意見は宝の山だと思うんですね。

是非どう生かすかということについて、基本方針だけちょっとお聞きしておきたいんですけど。

(松永委員長)

はい、良いご意見でございました。

事務局お願いいたします。

(事務局)

ただいまご意見をいただいたところなんですけれども、デジタル活用に係るワーキングに今年度参加したところでして、引き続き、今後具体的にどういうものをオンライン化していくのか、そこに対して障害のある方がどのように利用していくのかということにあたっては、市民会議でいただいたご意見を参考にしながら、検討していきたいと思っております。宜しくお願いします。

(松永委員長)

はい、高濱委員よろしいですか。

(高濱委員)

そうですね。一言いうと、この委員会もそうですけれども、デジタル化はかなり力を入れるものとして、柱として立てていきたいなというふうに思っております。

今後また大災害も予想されておりますので、一番困るのは障害のある方達だったりするので、その時にピッとこれやれば電源もこういうふうに入るとか、いろんなコンパクトにみんながこれで情報を得られるというようなこと出来るチャンスでもあると思うので、この市民会議の意見を踏まえて何年かかってもいいんですけれども、短期的にちょっと力を入れて、お話し合い出来ればいいなと思っております。以上です。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

はい、佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

さいたま親の会「麦」の佐藤です。

細かい点で申し訳ないんですけれども、この市民会議意見の5ページのところなんですけど、真ん中からちょっと下、電子決済が広まったことで物のやり取りがなくなった、お金と交換して物を買うという概念が、発達障害だととらえられないというふうに記載していただいているんですけれども、私も市民会議に参加させていただいて、多分これは私がお話させていただいたところだと思うんですが、発達障害者がみんなこれが難しいというわけではなくて、そういう人がいるということ、発達障害の方にはそういうかたもいるということなので、全体だっというような捉え方になるとちょっと違うかなと思って、お話をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい。分かりました。ではこれは、一部の発達障害の中にはっていうことですね。

(佐藤委員)

はい。そうですね。

(松永委員長)

発達障害の中にはこういう方もいらっしゃるという記載に変更ですね。

(佐藤委員)

はい。そうしていただければと思います。

(松永委員長)

はい。では事務局よろしくお願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。

先ほど小山委員も手が挙がっていましたが、お願いいたします。

(小山委員)

さいたま市の精神障害者家族会連絡会の小山と申します。

先ほどのデジタル化ですけれども、精神の性質上から、これから進めていくというのはありがたいお話で、引きこもりのかたも大勢いらっしゃいますので、是非早く進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

はい、横島委員どうぞ。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島です。

デジタル化についてなんです、みなさんから便利だというお話があつて非常に分かります。ただ音声によるものが多いと思うんです。

私たちみたいに聞こえない人間にとっては、音声によるデジタル化というのは非常に使いにくいです。

例えば電子決済の時に、音で演出化されるものは非常に分かりにくい上に、電子決済の際にピッと音が聞こえずに何回もタッチしてしまうということが起きたりします。

また新しい生活様式ということで、Zoomを活用した会議システムとか増えていると思います。

そういった際にちょっと分からないところが、例えば小学校や中学校の個人面談のようなものをZoomですするというような場合、実際にそういうようなことがあるのかどうか。もしやっている場合、聞こえない保護者に対しての情報保障、手話通訳者がついていのかどうか。

そういったところを少しお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

(松永委員長)

はい。では事務局いかがでしょうか。

(事務局)

今ご指摘をいただきました、面談についてのご質問だったと思うのですが。

そちらにつきましては、関係部局のほうに情報収集し、改めて情報提供させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。では、他にご意見はございますか。

(藤崎委員)

選挙のところで追加させていただきたいんですけども、候補者の音声版の作成についてなんですが。音声版公報原稿ですね。原稿を音声版にするというのは、選挙法で認められていない分野です。これはさいたま市に言って「作ってください」というのは言えないと思うので、これは国の法律になってくると思いますので、これはやっぱり行政、さいたま市のほうからも国に公職選挙法の中に音声版作成というものを盛り込んでいただけるように、あげていただきたいと思います。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。
事務局お願いいたします。

(事務局)

今いただきましたご意見につきましては、所管の選挙課を通じまして、情報提供させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(藤崎委員)

よろしくお願ひします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。
では、横島委員お待たせいたしました。

(横島委員)

横島です。

先ほど藤崎さんがお話をされたんですが、私たち聞こえない人間もやはり候補者の政策等が分からないということがありますので、そこも含めて聴覚障害者も分かるものということも考えていただきたいです。

選挙権というのは誰もあるものです。しかし、聞こえないがゆえに選挙に行きたくないとか、分からないということから最後に行けない、行かないという人がいるということが心配です。

それともう1点、投票所のことです。

見て分かるような案内、ボードや看板等があると良いと思います。それは聞こえない人だけでなく、高齢の方や耳が遠くなった方も視覚情報は安心して投票所に行けるきっかけになると思いますので、考えていただきたいと思います。

是非ご検討をお願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。
事務局何かご意見ございますか。

(事務局)

今、横島委員からいただいたご意見、それから先ほど藤崎委員からいただいたご意見、どちらも貴重な

ご意見ありがとうございます。

こちらにつきましても、同じく担当の選挙課へ情報提供させていただきます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

他にご意見ございますでしょうか。

はい、黒澤委員お願いいたします。

(黒澤委員)

スポーツのところでちょっと質問したいと思ひまして。

市民会議のところで、散歩もスポーツじゃないかというご意見が出て、とっても良いなと思つて。

私ふれあいスポーツ大会の実行委員もやらせていただいているんですが、コロナ禍の中、人が集まるといことがとても出来なくて、出来ないんですけど色んな事業所さんや、その他福祉施設でも体を動かすということがちょっと出来なくなっているというのが現状でありまして、尚且つふれあいスポーツ大会を楽しみにされてた方も、自閉の方たちとかも毎年参加されている方たちもいらっしやって、「ないんですか？」っていう質問も受けたりしてたんですが、何かこう散歩をキーワードに競技ではない、ちょっと体を動かすような企画を来年に向けてちょっと立てていただけるようなことはできないのかなど。

やはり皆さん体を動かしたいっていうのは一緒だと思うんですけども、やっぱりコロナで制約されて、尚且つ障害のある人たちはハンディがありますので、どんなルールでやったらいいかっていうのが分からないところもあるので。もう2年経つので、そこらへんのことをどういうふうに捉えていくのかっていうのを、もうこのまま中止にしちゃうのか、それか来年はなしかしら基準やルールを設けて、散歩みたいな緩やかなものとして、重度の人でも参加できるものにしていくのか、そちらをどんなふうに捉えてらっしゃるのかちょっとお聞きしたいなと思ひます。

(松永委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

今、黒澤委員からご意見いただきました「ふれあいスポーツ大会」資料でいいますと7ページの3つ目の○のところになります。

②の岩槻文化公園を会場に開催をしている、大規模な運動会のような誰でもが参加できるスポーツの大きなイベントということで実施をしておりました。

コロナ禍ということで2年連続で残念ながら中止ということになっておりまして、今後また次年度開催に向けて、実行委員会等で企画の協議を予定していますので、この点を踏まえて今ご意見をいただいたものや、実施を含めまして、実行委員会で検討を進めていきたいなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、赤尾委員どうぞ。

(赤尾委員)

浦和特別支援学校のPTA会長の赤尾です。

こちらの市民会議のほうは、先日わたしも参加させていただきました。とても活発でとても参考になって勉強になりました。

先ほど佐藤委員がおっしゃってた電子決済が広まったことで、お金と交換して物を買うっていう概念が発達障害の方だと難しいとのご意見があったんですが、こちら知的障害の方も当てはまるかなと思いました。

やはり目に見えないところで電子決済、買い物されてるっていうところが、難しいところが、もし入れていただけるなら知的障害の方も一緒に加えていただけたらと思いました。こちらが1点目で。

あとは2点目が、3番の選挙にかかる合理的配慮についてなんですけど、こちら最後のページのところで、投票行動につながる対応の好事例を収集してはどうかと、ご意見があったように、せっかく良い意見が集まっているので是非、例えば特別支援学校高等部なんかでも、もう卒業してしまうとすぐ社会人になって選挙に行ける歳になるので、できればこういった事例集というか周知啓発の出来るようなものを作っていて、学校の方にも提供してもらえたらと思いました。よろしくお願いします。

(松永委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

いただきました1点目電子決済のところ、そちらにつきましては知的障害の方もいらっしゃるということで、発達・知的障害のある方の中には、そういった方もいるということで修正をさせていただければと思います。

2点目の事例収集につきましては、こちらにつきましても、所管の選挙課の方と検討して今後対応を考えていきたいなというふうに思っています。以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。赤尾委員よろしいですか。

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

では次の議題に進みたいと思います。

書面参加委員からの意見

(酒井委員)

- ・市民会議で寄せられたたくさんのご意見を精査し、緊急度の高いものやすぐ着手できるもの、庁内での調整が必要なものなどに仕分けして、実現したこと、改善されたことなどを今後の市民会議に返していく必要があるように思う。
- ・市民会議に障害支援課の職員の皆さんにも同席していただくことはできないだろうか。その場で参加者から出される意見は、障害支援課の職務にかかわることがたくさんあるように思う。

(山田委員)

- ・テーマ1について、健常者でも高齢になるとデジタルの活用は困難。これまでの会議で挙げたように、情報取得に格差がなくなるためにも、サポート体制の強化が必要だと思う。コロナ禍の影響で急速にデジタル機器の活用が推進されたが、今後このことを生かしつつ、対面でのコミュニケーションも大切にしていきたい。
- ・「さいたま市行政デジタル化計画」にアクセシビリティの表記がほぼないとの意見があったが、具体的に記すべきと考える。
- ・テーマ2について、コロナ禍の影響で、活動が中止になっていることは甚だ残念。散歩も立派な運動との定義から、工夫して、大会として実行できる方法はないものか。いろいろな種目でガイドヘルパーの役割は大きい、特にマラソンでの伴走者の確保は困難ではないか。知人の子息で、マラソン大会を楽しみにしていたが、伴走者の確保が出来ず参加を断念したことがあった。
- ・健常者チームと障害者チームの協議、混合チームの結成は大賛成。
- ・テーマ3について、選挙における合理的配慮は実に難しい問題だと思う。投票に際しては、事前の準備が大切だと思うが、個々への配慮が必要で、それだけの人員配置が可能かどうか。特に知的障害者にどのような合理的配慮ができるのか、自身の経験からしても大変難しい課題である。

(渡邊委員)

- ・全体を通して、精神障害者の声が少ないと感じた。意見を出せない人たちの声をいかに拾うかも考えないといけない。

それでは第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告については、以上とさせていただきます。

続きまして、議題(3) 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について、事務局から説明をお願いします。

2 議題(3) 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について

(事務局)

それでは、「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」、ご説明させていただきます。

お手元の、資料3「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」をご覧ください。

まず、「1 目的」でございますが、このアンケート調査は、保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、及び今後の要望等を把握し、令和6年度からスタートする、次期障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施するものでございます。

続きまして、「2 調査の概要(予定)」でございますが、アンケート調査の実施時期につきましては、令和4年10月頃に対象者に調査票を配布いたしまして、調査期間は1か月程度と考えております。

配布数につきましては、令和元年度の前回調査と同様、全部で6,500部程度を予定しております。

次に、アンケートの配付、及び回収方法でございますが、前回同様、対象者に郵送で配布するほか、病院や当事者団体等へ直接配布させていただきたいと考えておりまして、アンケートに同封いたします返

信用の封筒をご活用いただき、回収をしたいと考えております。

続きまして、アンケート調査対象等でございますが、資料の中ほど、「3 調査対象者等(案)」をご覧ください。

こちらの表につきましては、現行の計画を策定するにあたり、令和元年度に行いました、アンケート調査の実績に基づいた配布数等を参考として掲載しております。

令和元年度アンケート調査からの変更点といたしましては、調査票E(精神科病院入院患者)と調査票F(発達障害者)の配布数の変更を検討しております。

変更理由といたしましては、調査票Eは、精神科入院施設を持つ、市内7病院に依頼しておりますが、令和元年度の前回調査では、150件全てを対象者へ配布することはできず、回答率も他の調査票と比較して低い状況でした。

また、調査票Fにつきましては、手帳を所持していない方も多いことから、発達障害者団体に調査票の配布を依頼しておりましたが、団体に所属しない方もいるため、新たに精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、ICDコードが「F8 心理的発達の障害」の方を抽出し、配布することを検討しております。

以上のことから、調査票Eについては、配布数を150部から100部に変更し、調査票Fについては、200部から250部への変更を検討しております。

令和元年度は、政策委員の皆様のご意見をもとに、成年後見制度に関する設問や、高次脳機能障害の有無についての設問などを加えております。令和4年度に実施するアンケート調査につきましても、次回以降の障害者政策委員会等において、皆様にご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「4 今後のスケジュール(予定)」でございますが、3月14日に予定している第3回障害者政策委員会や、次年度の5～6月頃に予定しているワーキンググループ等でご意見をいただきながら、アンケート項目等の具体的な検討方法についての作業を進めてまいります。

なお、ワーキンググループの開催日程等につきましては、委員の皆様全員に、改めてメールや郵送でご案内させていただきたいと考えております。

次年度7月に予定している第4回の障害者政策委員会においてアンケート(案)をお示しさせていただき、皆様のご意見を反映させたうえで内容を確定し、10月頃に対象者の方に調査票を配布できればと考えております。

集計結果につきましては、12月頃に回答を単純集計した「集計結果速報概要版」を作成し、第5回の障害者政策委員会でご報告させていただきます。最終的な「結果報告書」は、第6回の障害者政策委員会でご報告させていただく予定でございます。

また、アンケートの実施にあたりましては、市民会議におきましても、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては、このような大規模なアンケート調査を実施することを大変貴重な機会ととら

え、このアンケート調査の結果を、次期計画の策定に向けた基礎資料とするとともに、今後の施策を推進していく上で、障害者が抱える課題やニーズの把握等に役立ててまいりたいと考えております。

なお、2ページには、令和元年度に実施しました、さいたま市障害者総合支援計画（令和3年度～5年度）策定に係るアンケート調査の概要について記載しております。

「1 調査の目的」については、今回のアンケート調査と同様になっております。

「2 調査の設計」でございますが、表に記載のとおり、調査にあたっては、AからGまでの7種類の調査票を作成いたしました。調査は、対象者を調査票ごとに無作為抽出し、調査用紙を郵送で配布したほか、病院や当事者団体等へ直接配布し、アンケートに同封しました返信用の封筒で回収いたしました。

配布数につきましては、平成28年度に実施した前々回調査と同様、合計で6,500部となっております。

「3 実施期間」につきましては、令和元年10月の1か月間となっております。

最後に、「4 回収結果」でございますが、表のとおりとなっております。後ほどご覧ください。

「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」の説明は以上となります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

はい、藤崎委員どうぞ。

(藤崎委員)

アンケートの調査対象者について合理的配慮について2点ほど伺います。

対象者についてなんですけれども、例えば視覚障害者一括りにして無作為というような調査対象であれば、視覚障害者も高齢化しておりますので、結果が偏ってくるかと思えます。

なので、出来ることでしたら世代別ですとか、あるいは職業もっている人持っていない人などのように、分野別に抽出して、対象者を選んでいただけたらなと思えますが、もしそれが無理なのであれば、集まった回答の集計をやはり世代別ですとか、職業もっている人持っていない人ですとか、そういった何か分野別に分かるように、平均して調査の結果が出るような調査方法をお願いしたいと思えます。無作為の対象者に加えまして、例えば市民会議に参加された方ですとか、今回この政策委員になっている私ですとか、その団体あてにも対象者を広げていただければなと思えます。私はこの過去アンケートの調査の対象になったことがないので、是非お願いしたいと思えます。

それから2点目としましては、合理的配慮の部分なんですけれども、視覚障害者のお家にこの調査票が届いたときに、特に一人暮らしだったりしますと、誰かに読んでもらったり書いてもらったりしなくてはいけない状況だと思うんです。ですと、めんどくさいからいいや、というかたちで回答をしてくださらない方が少なくないんじゃないかなと思えます。なので、回答率を上げる意味でも、視覚障害者の方には電話ですとか、あるいは行政の窓口ですとかで、代読代筆のサポートをしてくださるとか、あるいはなにか違った方法で合理的配慮というものを考えていただきたいと思えます。以前すでに合理的配慮をされているというのであれば、その事例も伺いたいですし、次の調査にどのような配慮もされるのかという予定なども伺いたいです。以上2点お願いいたします。

(松永委員長)

はい、では事務局お願いいたします。

(事務局)

まず1点目の障害種別、それから年齢等を考慮して調査票の方を公表すべきではないか、というご意見からご回答させていただきます。まず障害の種別、特に身体障害から、障害の種別を分けて抽出をすることにつきましては、前回の調査の際に、例えば視覚障害、聴覚障害、その他肢体不自由に分けて抽出というのが、前回調査の際に行っておりまして、今回の調査も同様の抽出を考えております。

また、年齢のことを考慮して抽出をしたほうがいいのかということにつきましては、前回のアンケート調査の際にも委員のみなさまから意見を頂戴しておりまして、今後も第3回の障害者政策委員会ですとか、ワーキングを通じまして年齢分布を考慮しての抽出を検討させていただきたいと考えております。

2点目の特に視覚障害をお持ちの方の情報保障についてになります。

まずこちらの調査票につきましては、点字版それから音声版を作成しておりまして、基本的には1度紙媒体で、各ご家庭に配布をさせていただくのですが、情報保障が必要な場合につきましては、申し出いただければ音声版ないしは点字版のほうを用意する予定でございます。

また、回答につきましては、各区役所の方で、例えばご自身で記載が難しい方の場合の、お手伝いにつきまして、アンケート開始の際に各区役所の方に、こんなアンケートを配布しますという情報提供を行っておりますので、今回のアンケート調査につきましても、併せて代読代筆支援のご対応いただけるよう依頼をしたいと考えております。

それから1点目でご指摘いただきました、団体等への配布、委員への配布につきましては、こちらも併せまして、今後の政策委員会で皆さまからご意見を頂戴していきたいと思っております。以上になります。

(松永委員長)

ありがとうございます。庄司委員から手が挙がっておりますので、庄司委員お願いいたします。

(庄司委員)

埼玉県障害者雇用総合センターサポートセンターの庄司と申します。

私は障害者雇用の企業のサポートをしているんですが、雇用の世界では今、圧倒的に精神障害者の方の割合が高くなっております。

このアンケート調査の配布の部数を見ますと、多分精神障害に関する方はCとももちろんEですね。それからFの発達障害の方も精神障害者保健福祉手帳を持っています。

あとはCですね。通院してるかた、これ全部合わせても1,000部弱だと思うんです。

障害者の数、国が試算をしている数は、障害福祉手帳を持っている方プラス通院をしている方、合わせると身体障害の方々とはほぼ同じくらいの数がいっぱいいます。

それを考えると、この配布部数は圧倒的に、精神障害の方のウェイトが低くなっています。もちろん精神障害の方は、たぶん回答率は低くはなると思うんですが、そういう方々の意見こそ吸い上げる部分は、大切ではないかなと思いますので、ちょっと考慮をしていただきたいなというふうに思っております。

す。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

内閣府かなにかの障害者白書の統計では、身体障害は日本では今 960 万を超えていて、知的障害は 76 万くらい、精神障害も同じく 950 万を超えているという数字を私見たと思いますので、庄司委員がおっしゃったことはもつともで。

(庄司委員)

その通りです。その数のことを言っていました。

(松永委員長)

そうですね。そういうことですね。はい、では、事務局お願いいたします。

(事務局)

調査票の対象部数につきましては、資料の 3 の 1 番、3 の表の方でご指摘させていただいておりますが、今いただきましたご意見をもとに、今後の配布数の内訳につきましても、検討していきたいと思いますので、また併せてご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

(庄司委員)

ありがとうございます。

(松永委員長)

はい、遅塚委員どうぞ。

(遅塚委員)

はい、遅塚です。わたくしも庄司委員と同じことを言おうと思っておりましたが、できれば今回の資料とは別に、もうちょっと母体となる、抽出する母体となる方の人数とか、バックデータも入れて一緒にご提示いただけた方が、多分分かりやすいかなと思いますので、何かの機会にそういう資料をご提供いただければと思いました。

ちなみにさいたま市の統計で比較してみますと、身体障害者の方は手帳保持者のちょうど 10 パーセント抽出になってまして、知的障害の方も 10 パーセントになってるんです。そこは合っているんですけども、精神の方については手帳保持者のちょうど 5 パーセント、それから自立支援医療受給者でいうと 3 パーセントってことになります。

ですので、そのあたりも含めると、やっぱりこれはバランスが悪いというのが正直なところですよ。

あと例えば自立支援医療受給者と精神保健福祉手帳所持者については、重複している部分も本来ならあると思うんですけども、それを抜いての抽出なのかも、混ぜ込んでの抽出なのかもちょっとこの資料

でははっきり分かりませんし、発達障害や難病についても、例えば難病の方の場合には、身障手帳を取っておられる割合が実は相当多いと思うんですけれども、そのへんを加味した抽出なのか、それとももうとりあえずはこういうざっくりした区分けで取ってしまうという考え方をとっているのか、というのがこの資料だけでは分からないので、また後でご説明をいただきたいということです。

あともう1つ、前回の時もそうだったんですが、高次脳機能障害の方について別枠で入れるかどうかという議論があったと思います。高次脳機能障害の方も症状によって、身体障害に分類されたり、精神障害に分類されたり、難しさはあると思うんですけれども、やっぱりそのあたりもしっかりと取り入れていく必要があるのではないかと思うので、是非ご検討いただきたい。

あと長くなってすみません。最後にもう1点だけで、児童については当然この身障とか、知的の中に入っているんですけれども、今やっぱり医療的ケアの必要な児童っていうことが、市の政策上でも大きな課題になってると思いますので、それはここで分類別に抽出は仮にしないにしても、先ほどのご意見と同じように抽出の段階で十分にニーズが別枠としてちゃんと理解が出来るような質問を多くしていただくような必要はあると思いますので、意見として申し上げます。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

とても良いご意見を塚さんありがとうございます。

最後の医療的ケア児については、昨年の6月に法律が成立し、市町村の方で医療的ケア児支援計画でしたっけ、何かそういうものを作らなければいけないということになりましたので、その基礎資料にもなるかもしれませんよね。そして障害児計画にもこれお使いになりますからね。

はい、では他にご意見ございますでしょうか。

はい、相浦委員どうぞ。

(相浦委員)

障害者支援施設しびらきの相浦と申します。

今複数の委員からご意見いただいて、私もとても勉強になっているところなんですけど、私はこのアンケートでいえば、Gの立場、調査票でいうとGの立場でございますので、この150部ということについても、最近は事業所の数が相当増えていると思いますので、併せて今後の協議で検討していただければというふうに思います。ちょっと前回の議論わたくし存じ上げないものですから、大変恐縮なんですけど、事業所に対して150部というもの、その趣旨から含めて次回以降ちょっと教えていただければ助かります。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

多分、相浦委員がおっしゃっているのは事業所にも、事業所の種別がありますと。

今一番増えているのが、放課後等デイサービスなどがすごくどんどん、雨後の筍のように増えてますが、事業所別にとったほうがいいんじゃないの、っていうことかなと私は解釈いたしました。

(相浦委員)

はい、委員長整理していただいてありがとうございます。その趣旨でございます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

あと私の方から1つですが、日本政府が行っております、生活のしづらさ調査、直近では平成28年度でございます。本当だったら、昨年の令和2年度に行う予定でしたが、コロナでそれが中止となって先送りされています。

もしかすると来年度それがなされるかもしれませんが、ダブルで調査が来る当事者の方がいらっしゃるかもしれません、ということです。

あとその生活のしづらさ調査のところには、調査票の中身を良く見ますと、合理的配慮の時には、視覚障害の方にはこういうことをします、聴覚障害の方にはこういうことをします、というのが書いてありまして、ご希望の方はここにご連絡くださいというのが書いてございますので、さいたま市さんは多分それをご参考になさると思います。

日本政府と同じような形態でおやりになるんじゃないかと思います。一応それもお伝えいたしておきます。以上でございます。

では、他には何かご意見などございますでしょうか。

はい、では駒崎委員どうぞ。

(駒崎委員)

高次脳機能障害さいたまこれからの道の駒崎です。

先ほど遅塚委員さんがおっしゃっていただきましたように、高次脳機能障害の当事者はとても外からは分かりづらくて、辛い思いをしている方が多いんです。

そんなことで多くの方は、精神障害の手帳をとっている方が多いと思うんですけど、その手帳すら取るところまで至らない人が多いんです。

そんなことで、障害者対象のアンケートですので、ちょっと対象にはならないんですけども、そのへんもなんらかのかたちで加味していただけると、ありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

(松永委員長)

はい、事務局の方からただいまのご意見につきまして何かございますでしょうか。

(事務局)

今いただきました調査票の内訳ですとか、調査の具体的な対象の絞り込みにつきましては、また次回の政策委員会やワーキングのほうで引き続きご協議いただきまして、障害をお持ちの方のニーズを把握できる調査にしていきたいと思っておりますので、また次回以降ご協力いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

他に、ただいまの障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

はい、佐藤委員どうぞ。お願いいたします。

(佐藤委員)

ありがとうございます、埼玉親の会「麦」の佐藤です。

一つお伺いしたいんですけども、前回のアンケートのFの発達障害者のところですね。

市立の療育センターでの配布も行われていたんですけども、今回の案の方にはそれらは入っていないようなんですけども、それはどうしてでしょうか。お願いいたします。

(事務局)

今ご指摘をいただきました、Fの調査票ですが、前回発達障害者団体さんへ配布をしたほか、ひまわり学園・療育センターさくら草に通所をされている方に配布をしております。

今回につきましても、前回同様にそれらの機関にお願いをしまして、配布を考えております。

すみません、こちらの記載がなくて申し訳ございませんでした。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(松永委員長)

ありがとうございました。

議題の3つ目のアンケート調査について、もうご意見・ご質問の方はよろしいでしょうか。

よろしいですか、ではありがとうございました。

書面参加委員からの意見

(酒井委員)

- ・障害のある方たちのニーズや事業所の課題を明らかにしていくためには、アンケート項目の作成が鍵になると思う。政策委員会での意見も含めて、多様な角度から丁寧に検討していく必要があると思う。

その他

- ・新型コロナ感染の第6波では、あまりの急激な感染拡大に保健所の機能が追いつかない状況に陥っています。そのことが、障害のある人やご家族、事業所にどのような影響を及ぼしているのか、実情を把握し、改善課題を明らかにしていく必要があるように思います。

(山田委員)

- ・アンケートの実施はとても重要であると思う。具体的な調査内容、結果をどのように分析するのが大切なので、有意義に推進されることを期待する。

(松永委員長)

それでは、事務局より報告事項があるようですので、お願いいたします。

(障害政策課長)

はい、事務局でございます。

まず、本会議資料とは別に委員の皆様にご覧いただき配布させていただきます、「さいたま市ノーマライゼー

ションカップ」のチラシについて、ご説明させていただきます。

先程、議題（１）でも説明し、くり返しとなりますが、本市では、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」及びその理念の普及啓発のため、視覚障害者と晴眼者（せいがんしゃ）が協力してゴールを目指すブラインドサッカーの国際親善試合「さいたま市ノーマライゼーションカップ」を開催しており、今年度で９回目となります。

今年度は、２月１９日土曜日に開催を予定しており、女子日本代表と男子ユーストレセンチームが試合を行います。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、無観客試合とし、YouTube Live で試合の無料配信を行います。チラシのQRコードからアクセス可能となっておりますので、ご都合がよろしければ、委員の皆様にも、ぜひご視聴いただければと思います。

続きまして、次回の障害者政策委員会の開催ですが、３月１４日 月曜日の開催を予定しております。

会場や議題について詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

（松永委員長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第２回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。